平成２４年（フ）第２０６号
北九州市戸畑区境川２丁目７番17ー306号
債務者　藤野　主税
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０５３号
北九州市小倉北区真鶴２丁目11番３―101号
債務者　松本賢一郎
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４２号
山口県長門市西深川2749番地１　市営住宅Ｅ―401号
債務者　杉原　　忍
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第４号
山口県長門市日置上5278番地６
債務者　唐橋　朱美
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第７００号
神奈川県大和市中央２丁目14番34号　下田アパート101
債務者　玉井　光昌
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０１号
横浜市青葉区荏田西１丁目12番地１　ＦＩＳ青葉301号
債務者　高橋　康雄
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９号
香川県高松市木太町1854番地１
債務者　岡本　章二
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午後２時30分
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３０２号
東京都昭島市大神町１丁目17番３号クローバーハイツＣ号室
債務者　佐藤　勝義
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６０１号
神奈川県海老名市大谷南４丁目15番14号
債務者　佐野　理砂（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１１号
神奈川県藤沢市石川５丁目１番地の14　メルヴェイユ弐番館103
債務者　高橋　伸治
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９７号
静岡県浜松市東区和田町530番地　萌黄202号室、住民票上の住所静岡県浜松市中区紺屋町306番地の43　アルテッツア紺屋町1101号室
債務者　福島　理子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
岡山市南区浦安本町110番地４
債務者　大原　悦子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８５号
栃木県宇都宮市上戸祭３丁目３番24号　ＫＳハイツⅢ202
債務者　金澤　充広
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０６号
岡山市北区野田５丁目２番24号　グランフォーレ野田103号室、旧住所岡山市中区関416番地19
債務者　岩瀬　大介
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３８号
岡山市北区加茂999番地２　１号棟505号
債務者　村上　清忠
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６号
大分県宇佐市大字葛原129番地
債務者　高岸　　誠
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月４日午後３時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係